

がん対策推進協議会における部会の設置について

1 趣 旨

がん対策推進条例（第 28 条）に基づき設置されている「がん対策推進協議会」に、がん対策の今日的課題である、がん検診に係る受診促進対策、検診体制や今後のがん診療体制のあり方を検討するため、「がん診療体制部会」と「がん予防検診部会」を設置するもの。

2 内 容

(1) がん診療体制部会

① 検討事項

本県におけるがん診療体制の検討

（がん診療連携拠点病院の指定要件の見直しに伴う今後のがん診療体制の検討）

② 委員構成

県医師会、公的病院長協議会、特定機能病院、県がん診療連携拠点病院の代表等
6 名程度

③ 開催回数

26 年度は 3 回程度開催

(2) がん予防検診部会

① 検討事項

がん検診の受診率向上対策や検診体制、精度管理のあり方等に関する検討

② 委員構成

県医師会、がん専門医(部位別)、検診機関、保険者、市町村の代表等
11 名程度

③ 開催回数

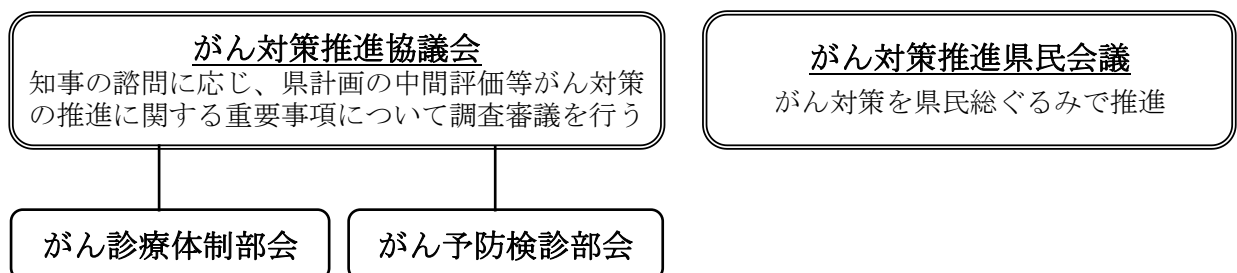
年 1 回程度

(3) 共通事項

○設置要綱 別紙のとおり

○任 期 2 年（但し、設置後最初の委員の任期は 27 年 4 月 30 日まで）

3 がん対策推進体制



《参 考》 がん対策推進協議会規則（抜粋）

第 5 条 協議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が協議会に諮って定める。